

[TOP page](#)
[資料室](#)
[イベント情報](#)
[講師を探す](#)
[Worker's 広場](#)
[関連リンク](#)

## 資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [一般教養](#) | [労働関係法](#) | [労働契約法 \(3\)](#)
[労働組合](#)
[労働者福祉・共済](#)
[一般教養](#)
[社会保障](#)
[労使トラブル法律相談Q&A](#)
[労働関係法](#)
[経営全般](#)
[人間関係とコミュニケーション](#)
[ライフプラン](#)
[男女共同参画](#)
[公務員関係法](#)
[日朝の歴史](#)
[7つの習慣](#)
[中東の歴史](#)
[ボランティア活動](#)
[環境活動](#)
[社会貢献活動](#)
[自己啓発](#)
[生涯学習](#)
[外交・防衛問題](#)
[資本論](#)

### 労働契約法 (3)

労働契約の原則

労契法第3条

労働契約は、労働者及び使用者が**対等の立場**における合意に基づいて締結し、又は変更すべきものとする。

2 労働契約は、労働者及び使用者が、就業の実態に応じて、**均衡を考慮**しつつ締結し、又は変更すべきものとする。

3 労働契約は、労働者及び使用者が**仕事と生活の調和**にも配慮しつつ締結し、又は変更すべきものとする。

4 労働者及び使用者は、労働契約を遵守するとともに、信義に従い誠実に、権利を行使し、及び義務を履行しなければならない。

5 労働者及び使用者は、労働契約に基づく権利の行使に当たっては、それを**濫用**することがあってはならない。

「均衡」とは、はなはだ曖昧な概念だ。

具体的に何と何の均衡を求めているのかも条文にはないから、他の法律に規定されている条文を合わせて読み取る必要がある。

「仕事と生活の調和」も同様であるが、わが国の重要な政策のひとつに掲げられていることの意味は大きい。

転勤命令や残業命令に関する使用者側の権利濫用にも影響を与えうる。

権利濫用の原則については、現実には、労働契約をめぐる紛争を解決するにあたって、従来から極めて重要な役割を有してきた。

例えば、いわゆる解雇権濫用の法理、配転命令権濫用の法理、懲戒権濫用の法理といった判例法理は、いずれも権利濫用禁止の原則を根拠とするものである。

ここまで労働契約法の総則について考えてきたが、これ以降は労働者にとってもっとも重要な「労働契約の終了」についての条文を読み取っていく。

(つづく)

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

## Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

[教育カリキュラム](#)

[日本国憲法](#)

[傾聴](#)

[語り部スキル](#)

[▶ キーワード検索はこちら](#)

[▶ サイトマップ](#) [▶ このサイトについて](#) [▶ 個人情報保護の取組みについて](#)

[▶ ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

**Worker's Library** 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.